第二章　特定の運転者に対する特別な指導の指針

2　指導の内容及び時間

⑴　（略）

⑵　次のいずれかに掲げる者（貸切バス以外の一般旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者にあっては、雇入れの日又は選任される日前３年間に他の旅客自動車運送事業者において当該旅客自動車運送事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者に限り、特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者にあっては、過去３年間に乗合バス、貸切バス、ハイヤー・タクシー及び特定旅客自動車のいずれの運転者としても選任されたことがない者に限る。以下「初任運転者」という。）

①・②　（略）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　容	時　間
①～④　（略）	貸切バス以外の一般旅客自動車及び特定旅客自動車の運転者に対しては、①から⑤までについて合計６時間以上実施すること。⑦については、可能な限り実施することが望ましい。 貸切バスの運転者に対しては、①から⑥までについて合計10時間以上、⑦について20時間以上実施すること。
⑤　安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。	
⑥・⑦　（略）	

第二章　特定の運転者に対する特別な指導の指針

2　指導の内容及び時間

⑴　（略）

⑵　次のいずれかに掲げる者（貸切バス以外の一般旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者にあっては、雇入れの日又は選任される日前３年間に他の旅客自動車運送事業者において当該旅客自動車運送事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者に限り、特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者にあっては、過去３年間に乗合バス、貸切バス、ハイヤー・タクシー及び特定旅客自動車のいずれの運転者としても選任されたことがない者に限る。）（以下「初任運転者」という。）

①・②　（略）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　容	時　間
①～④　（略）	貸切バス以外の一般旅客自動車及び特定旅客自動車の運転者に対しては、①から④までについて合計６時間以上実施すること。⑦については、可能な限り実施することが望ましい。 貸切バスの運転者に対しては、①から⑥までについて合計10時間以上、⑦について20時間以上実施すること。
⑤　安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。	
⑥・⑦　（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条中旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章２⑵の改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

官　庁　発　表

官　庁　事　項

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針について

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第４条第１項の規定に基づき、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針を次のとおり定める。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針

平成30年６月１日
内閣総理大臣決定

地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、この基本指針を定める。

第１　地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標

１．地域における大学振興・若者雇用創出の意義

近年、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）への転入超過数は、10万人を超える規模で推移するなど、東京一極集中に歯止めがかかっていない状況が続いている。また、その大半を10代後半と20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

さらに、東京圏以外の地方においては、平成12年から平成27年までの15年間で、出生数は約２割に当たる約17万人が減少し、15歳から29歳までの若者は約３割に当たる500万人以上が減少している。

このような我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における大学振興・若者雇用創出のための措置を講ずる必要がある。

すなわち、地域における大学振興に当たっては、「総花主義」ではなく、地方公共団体、大学、事業者等が連携して地域産業の特性等を踏まえつつ各大学の強みのある学問領域や研究分野の更なる強化に取り組むとともに、特定分野においてグローバルに競争力を有する拠点を構築することが重